

報道資料

平成27年7月21日
総務部税務課課税係
担当：浅井、中屋敷
電話：0742-27-8853（ダイヤルイン）
内線2233

軽油引取税に係る地方税法違反嫌疑事件の告発について (製造承認義務違反の罪)

奈良県は、昨年9月10日に奈良県警察生活環境課の協力のもと、強制調査を実施し、その後押収書類等を精査してまいりましたが、本日（7月21日）、地方税法違反（軽油引取税に係る製造承認義務違反）の嫌疑で、下記の者を奈良地方検察庁に告発しました。

- 1 犯則嫌疑法人 株式会社 ヤマモト（代表取締役 山本マサ子）
本店所在地 奈良県橿原市五井町220番地の1
犯則嫌疑者 山本 雅昭（やまもと まさあき・昭和40年2月17日生）
住所 奈良県吉野郡吉野町大字南国栖526番地
(上記犯則嫌疑法人の従業員で前代表取締役である。)

2 犯則事実等の概要

株式会社ヤマモトは、地方税法における軽油引取税において、元売業者又は特約業者以外の者で、奈良県橿原市五井町220番地の1に本店事務所を置き、石油製品の製造及び販売等を業としており、犯則嫌疑者山本雅昭は、当該法人の代表取締役として業務全般を統括する立場にあったものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し、奈良県知事の製造等の承認を受けることなく、平成24年11月6日頃から平成26年9月8日頃までの間、710回にわたり、一般取扱所及びタンクローリー内等において、軽油と灯油を混和して合計715万リットルの軽油を製造した。

3 罪名及び適用法条等

罪 名：地方税法（軽油引取税）違反
適用法条：地方税法第144条の32第1項第1号
(製造等の承認を受ける義務等)
地方税法第144条の33第1項
(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)
地方税法第144条の33第6項第1号
(両罰規定)

罰 則：製造承認義務違反
10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科
(法人に対しては3億円以下の罰金)

4 告発の事由

被告発人は、1年以上の長期にわたって、奈良県知事の承認を受けることなく、軽油に灯油を混和して軽油を製造し、加えて、その発覚を免れるために軽油周辺油種に添加されている識別剤を除去した灯油を用いるなど、その行為は計画的であり、かつ極めて悪質な行為である。

かねてより、軽油抜取調査の結果に基づき、県徴税吏員が不正軽油の製造を止めるよう、再三にわたって指導してきたにもかかわらず、これを無視して製造を継続していたものである。

かかる行為は、公正な市場競争をも阻害する重大な犯罪行為であることに加えて、納税秩序をも破壊する行為でもあることから、これを法に照らして厳しく糾し、処断する必要があるため。